

城南夢付き定期預金“スーパードリーム”規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第7条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第7条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>5.（利息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>この預金を第7条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、</u>利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>5.（利息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>この預金は満期日の前には解約できません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合には、</u>利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>7.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p>	<p>7.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>9- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>	<p>9- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>16.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で<u>変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>16.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>
以 上	以 上

城南自動継続夢付き定期預金“スーパードリーム”規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第7条第<u>3</u>項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第<u>3</u>項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第7条第<u>2</u>項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第<u>2</u>項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>5.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>この預金を第7条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p>	<p>5.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>この預金は満期日の前には解約できません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>7.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p>	<p>7.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>9- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>	<p>9- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>16.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>16.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>
以 上	以 上

城南変動金利型複利定期預金“超優貯(ハイパーゆうちょ)”規定(改定日:2020年4月1日)

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金は、第7条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6. (利 息)</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>この預金を第7条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率により1か月複利の方法(ただし、預入期間が1か月に満たない場合は単利計算)で計算します。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7. (預金の解約等)</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>9- 2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金は、第7条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6. (利 息)</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第7条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率により1か月複利の方法(ただし、預入期間が1か月に満たない場合は単利計算)で計算します。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7. (預金の解約等)</p> <p>(1) <u>この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>9- 2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南自由金利型定期預金（M型）規定（城南スーパー定期規定）（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>この預金を第5条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で<u>変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（預金の解約等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（城南自動継続スーパー定期規定）（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>この預金を第5条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南自由金利型定期預金規定（城南ジャンボ規定）（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>この預金を第5条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（預金の解約等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>14.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で<u>変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（預金の解約等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>14.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南自動継続自由金利型定期預金規定（城南自動継続ジャンボ規定）（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>この預金を第5条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>14.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>14.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

期日指定定期預金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1. （反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第5項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第5項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4. （利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>この預金を第5条第1項および第5項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5. （預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。</u></p> <p>(3) <u>証書式の場合、この預金の一部について解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(4) <u>この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(5) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>14. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. （反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第5条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>4. （利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5. （預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。</u></p> <p>(2) <u>証書式の場合、この預金の一部について解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(3) <u>この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(4) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>7- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>14. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日から適用されるものと</u>します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>



自動継続期日指定定期預金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1. （反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第6条第5項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第5項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5. （利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(5) <u>この預金を第6条第1項および第5項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6. （預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。</u></p> <p>(3) <u>証書式の場合、この預金の一部について解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(4) <u>この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(5) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>8- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. （反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第6条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5. （利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(5) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6. （預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。</u></p> <p>(2) <u>証書式の場合、この預金の一部について解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(3) <u>この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(4) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>8- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南変動金利定期預金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第6条第<u>3</u>項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第<u>3</u>項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>この預金を第6条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>8- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第6条第<u>2</u>項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第<u>2</u>項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求められます。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>8- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南自動継続変動金利定期預金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第6条第<u>3</u>項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第<u>3</u>項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(5) <u>この預金を第6条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>8- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第6条第<u>2</u>項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第<u>2</u>項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(5) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに当店に提出していただく他、当金庫所定の方法によるものとします。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>8- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

積立定期預金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第6条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>この預金を第6条第1項および第3項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(3) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>8- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で<u>変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金は、第6条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>5.（利 息）</p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>6.（預金の解約、書替継続等）</p> <p>(1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため、公的書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまでは解約または書替継続（払戻し）を行いません。</u></p> <p>(2) <u>次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>8- 2.（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</u></p> <p style="text-align: center;">一 部 省 略</p> <p>15.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

定期積金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>12- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>	<p>12- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>19. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>19. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>
以 上	以 上

普通預金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>8- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>	<p>8- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>18. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>18. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>
以 上	以 上

城南決済用普通預金“あんしん口座”規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>8- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>	<p>8- 2. （成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>18. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>18. （規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>
以 上	以 上

城南総合口座取引規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>9- 2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>	<p>9- 2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>22. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>22. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>
以 上	以 上



城南ファミリー口座規定（普通預金追加規定）（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>3.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>3.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南ビジネス口座規定（普通預金追加規定）（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>3.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>3.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南キャッシュカード規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>18.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>18.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南 I C キャッシュカードについて（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>5. <u>（規定の変更等）</u></p> <p><u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>（2）規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>（新 設）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

生体認証のご利用について（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>13.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>13.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
以 上	以 上

「印鑑レスサービス」取引規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>12.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>12.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

本人確認装置による普通預金の払戻しに関する取引規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>12.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>12.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

デビットカード取引規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1章 デビットカード取引 一 部 省 略</p> <p>3.（デビットカード取引契約等）</p> <p><u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p>① <u>当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p>② <u>加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p>一 部 省 略</p> <p>第2章 キャッシュアウト取引 一 部 省 略</p> <p>3.（C0デビット取引契約等）</p> <p><u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「C0デビット取引契約」といいます。）が成立するものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項によりC0デビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p>① <u>当金庫に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p>② <u>C0加盟店銀行、C0直接加盟店またはC0任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」といいます。）に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します</u></p> <p><u>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してC0加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p> <p>一 部 省 略</p>	<p>第1章 デビットカード取引 一 部 省 略</p> <p>3.（デビットカード取引契約等）</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>一 部 省 略</p> <p>第2章 キャッシュアウト取引 一 部 省 略</p> <p>3.（C0デビット取引契約等）</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「C0デビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当金庫に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>一 部 省 略</p>



改 正	現 行
<p><u>第4章 規定の変更</u> <u>1. (規定の変更)</u> 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

城南スーパー通知預金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>9- 2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>	<p>9- 2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>
以 上	以 上

納税準備預金規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>9- 2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>	<p>9- 2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の書面によって当店に届出てください。</p>
一 部 省 略	一 部 省 略
<p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p>	<p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p>
以 上	以 上

振込規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正 一 部 省 略	現 行 一 部 省 略
<p>14.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、<u>ホームページへの掲載</u>その他相当の方法で<u>変更内容および変更日</u>を公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>14.（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 規定の変更は、公表の際に定める<u>相当な期間を経過した日</u>から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

当座勘定規定（改定日：2020年4月1日）

新旧対照表

改 正	現 行
一 部 省 略	一 部 省 略
<p><u>第32条（規定の変更等）</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>